リサイクルプラザ　10月1日オープン

問い合わせ
資源対策課（内544）

大谷地区に昨年から建設中のリサイクルプラザ（以下＝プラザ）が、いよいよ10月1日（月）にオープンします。この施設は、増加傾向にある資源物の処理をより効率的に行い、また、市民のみなさんに資源の有効利用についての理解を深めてもらうことを目的に計画し、従来の資源選別場の土地を活用して建設しました。
敷地内には、市民のリサイクルに関する学習等の場として開放される「リサイクルプラザ」と、市内のごみ集積所から回収した資源を選別・圧縮・梱包等にして、リサイクル業者に引き渡す「資源化センター」があります。「資源化センター」は、6月からすでに稼働しています。

◎ごみ減量を考え・学ぶ施設

日ごろ、私たちがごみとして処分しているものの中には、まだ十分活用できるものが多く含まれています。サイズが合わなくなっただけの衣服や、取っ手の外れてしまった家具など、他の人に譲ったり、少し手直しをするだけで、まだまだ使えるものも少なくありません。
プラザは、市民のみなさんに、こうしたものを再利用してもらうことや、少しでもごみを減らし、また、ごみを減らすためにできることを考え、学んでもらうための施設です。
▽所在地…大谷5096番地
▽開館時間…午前9時30分～午後5時　▽休館日…毎週火曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始、その他臨時休館もあります　▽施設案内図…（地図1）のとおり。

完成間近のリサイクルプラザ

【工事の概要】　▽敷地面積　5427・93平方メートル　▽構成　リサイクルプラザ1棟。資源化センター2棟　▽構造　鉄骨造り　▽規模　平屋建て（一部2階建）　▽建築面積　1385・79平方メートル（リサイクルプラザ＝562・90平方メートル。資源化センター＝822・89平方メートル）　▽総工費　6億8129万円　▽工期　平成12年6月1日～13年8月31日。

◎プラザまでの交通

◇バス利用の場合
（海老名駅から）
①同駅発「国分寺台経由・農大前行き」（相鉄バス2番乗り場）で「杉久保入口バス停」下車（徒歩約3分）
②同駅発（相鉄バス2番乗り場発の便は全線）で「国分寺台第8バス停」下車（徒歩約7分）
◇車を利用の場合
国分寺台バス通りを杉久保小学校方面へ向かい、国分寺台第4児童公園交差点を過ぎて1つ目の十字路（左前にガソリンスタンド有）を右折した後150メートル程直進したところにあります。

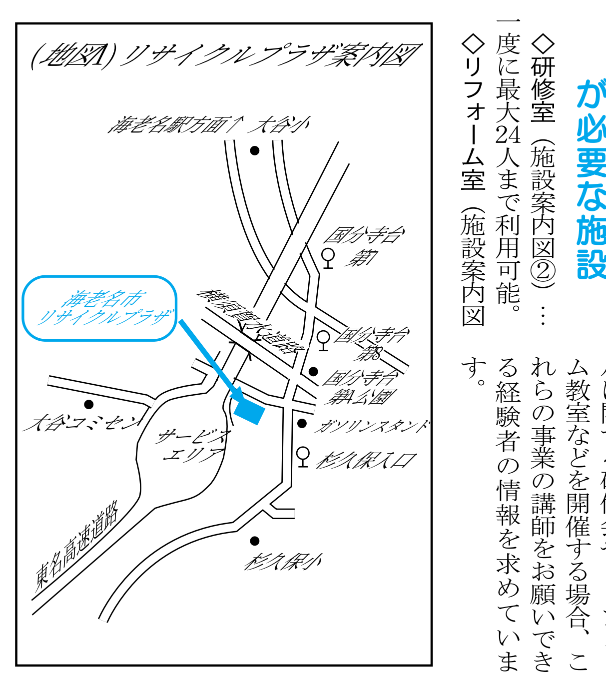

◎各部屋・コーナー

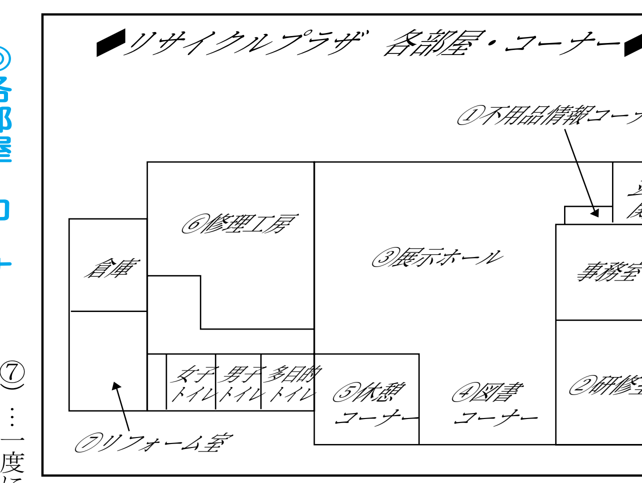

①不用品情報コーナー…市民同士が掲示板を利用して不用品の情報交換をすることができます。
②研修室…個人やグループでリサイクルに関する学習の場として利用できる部屋です。
③展示ホール…キズがついたり壊れたりして、不用となった家具等は簡単な修復後、展示し、希望者には安価で提供します（多数の場合は抽選）。また、リサイクルに関する催し物やポスターなどの展示もします。
④図書コーナー…リサイクルに関する図書や情報誌などが閲覧できます。
⑤休憩コーナー…リサイクルに関するビデオなどを見ながら休憩する場です。
⑥修理工房…自宅にある壊れた日用品などを持ち込み、自分でプラザに備え付けの工具を使って修理することができます。
⑦リフォーム室…ミシンなどを使って、衣服などのリフォームができる部屋です。

◎事前申し込みが必要な施設

◇研修室（施設案内図②）…一度に最大24人まで利用可能。
◇リフォーム室（施設案内図⑦）…一度に最大18人まで利用可能。
申　2室とも、リサイクルに関する学習等を目的とした、市民で構成されるグループでの利用に限ります。貸切利用を希望する場合は、事前にプラザにある所定の申請書で申し込んでください（営利性のある活動は除きます）。

◎募集しています

◇市民ボランティア
プラザでは、リサイクルに関心のある市民ボランティアを随時募集しています。プラザ事業の企画運営などに参加していただく予定です。報酬等の支給はありませんが、経験は問いませんので、意欲のある方はぜひご参加ください。
※注意点…ボランティア活動は登録制です。20歳以上の市民の方であれば登録できます。登録を希望される方は、所定の申請書に必要事項を記入し、申し込みください。
◇あなたの技術と経験を生かしてみませんか
プラザでは、今後、リサイクルに関する研修会や、リフォーム教室などを開催する場合、これらの事業の講師をお願いできる経験者の情報を求めています。リサイクルに少しでも役立つと思われる技術や経験をお持ちの方、また、お知り合いに心当たりのある方はご連絡ください。
◇不用となった衣服や小物をお持ちください
家庭で不用となった衣服や小物がありましたら、プラザまでお持ちください。提供いただいたものは展示し、希望者に随時提供します（10月1日（月）受付開始）。
※注意点…無償での提供の場合に限らせていただきます。また、展示スペースに限りがあるので、受け取る品物は、状態が特に良い物に限ります。
▼衣服…補修しないですぐ着られるもの（洗濯済のもの）
▼小物…食器セットや傘などの実用品で未使用のもの（企業や個人の名が入った品物、電化製品などは受け取れません）。
申　資源対策課（内544）。
※10月1日以降はリサイクルプラザでも受け付けます。

資源化センターでの缶選別作業

◎資源化センター

「資源化センター」は、「リサイクルプラザ」の隣にあります。びんや缶を処理する「びん・缶処理棟」と、ペットボトルや容器包装プラスチックを処理する「ペットボトル・廃プラスチック処理棟」の2棟から構成されています。
一般家庭から回収した資源を種類ごとに選別し、専用の機械を使って圧縮・梱包等をする、いわば工場のようなところです。資源を梱包した後は、数日間保管し、再生品の原材料として再生業者に引き渡します。

10月から　容器包装プラスチック　使用済みの食用油　資源として回収します

市では、現在「燃えるごみ」として回収しているもののうち、「容器包装プラスチック」と「使用済みの食用油」を新たに資源回収の品目に加え、10月から回収を始めます。回収日は各地域ごとに新たに設けられていますので、6月上旬に自治会を通じて配布した「資源分別カレンダー」をご覧ください。回収する回数は月2回で、カレンダーでは「灰色」で塗ってある日です。

「容器包装プラスチック」って？

私たちの身の回りに多くあるプラスチック類の中でも、商品本体ではないプラスチック部分、つまり、本体を包んだり入れたりする部分を「容器包装プラスチック」と言います。
例えば、買い物でスーパーへ行くと、トレーに載せられたり、パック詰めにされた食品がたくさん並んでいます。レジで精算するとレジ袋がついてきます。このように購入した食品の載った食品トレーや、パック（容器）などは、食品を食べてしまえば不用となってしまいます。また、レジ袋（包装）も買い物から帰れば必要ではなくなります。これが、「容器包装」の「プラスチック」なのです。
出し方は、中身の見える透明・半透明のごみ袋、レジ袋に入れて出してください。回収されたプラスチック類は、文房具や梱包材などのプラスチック製品への再利用や、工業用に熱回収されるなどしています。

「使用済みの食用油」って？

家庭で天ぷらなどの調理で使用した後の食用油のことをいいます。資源となる食用油は、サラダオイル、大豆油、オリーブオイルなどの植物性の油です（バターやラードなどの動物性油脂は従来どおり「燃えるごみ」の日に出してください）。
出し方は、十分冷ましてから、食用油であることが分かるよう、ペットボトルなどに移し替え、こぼれないようにきちんとフタを閉めて集積所に出してください。回収された油は、印刷用のインクなどに再利用されるほか、最近では、自動車の燃料としても利用されています。

◎環境を守るためにできること～分別回収にご協力を～

現在、「燃えるごみ」として回収しているごみの中には、まだ、資源として再利用できるものが多く含まれています。これらは、分別しなければそのまま焼却され、残った焼却灰は最終処分場に埋め立てるなどの方法で処理しなければなりません。
しかし、埋立容量にも限りがあり、これからも埋め立てができる保証はありません。また、地球環境を守る面からも、できるだけ焼却や埋立に頼らない処理方法をとらなければなりません。家庭で分別することは確かに手間がかかりますが、私たちのかけがえのない生活環境にこれ以上ダメージを与えないためにも必要なことだと自覚して、みなさん一人ひとりが資源の分別回収にご協力ください。

◆分別の際のお願い◆

日ごろ、みなさんが集積所に出す資源の中に、いまだにびん詰め食品の中身が残ったままのものや、フタがついたままのペットボトルなどが出されることがあり、再利用の妨げとなっているケースが目立っています。回収した資源は、資源化センターの作業員の目と手で選り分けていますが、異物の混じったびんなどがあまりに多く、作業が追いつかないこともあります。せっかくみなさんが手間をかけて分別してくれた資源ですから、きちんと再利用したいものです。

◆びんやペットボトルを集積所に出す際の3か条◆

①中身を取り除く　②軽くすすぐ　③フタをとる
※金属製のフタは、「燃えないごみ」の日に、プラスチックのフタは、10月から「容器包装プラスチック」の日に出してください。

9月9日は救急の日　海老名市の救急体制

9月9日は「救急の日」。この日は、救急医療や救急業務に対する正しい理解と認識を深めるために昭和57年に制定されました。今回は、3カ所の消防署に救急隊を配置し、24時間救急救命処置を行えるよう体制を整えている、市の救急体制を紹介します。

◎24時間体制で救急救命処置

市の救急体制は、高規格救急車4台（予備車含む）を本署と北分署、南分署に配置し、3隊の救急隊で毎年増加する救急需要に対応しています。救急隊員は24人（救急救命士15人）で、各隊に救急救命士が常時1人以上乗車し、24時間体制で救急救命処置を行えるよう体制を整えています。
平成12年の救急出場件数は、3916件（前年比362件増）で、その内訳は急病が54％と最も多く、続いて交通事故の19％、一般負傷（交通事故以外の不慮のけが）の13％です。救急搬送者の傷病程度は軽症者が58％と6割近くを占め、中等症（入院の必要あり）33％、重症8％、死亡1％となっています。
119番通報を受けてから、救急車が現場に到着するまでの平均所要時間は、平成12年で4分45秒（全国平均5～6分）です。

救急車には救急救命士が乗車します

◎救急車の出場区域

◇本署救急隊…消防署（大谷816番地）に配備。市内中央部を担当。
◇北分署救急隊…消防署北分署（柏ケ谷1046番地の3）に配備。市内北部地区を担当。
◇南分署救急隊…消防署南分署（上河内175番地の1）に配備。市内南部地区を担当。
◆もし救急事故が同時に発生したときは？…救急事故が同じ地区で重なって発生すると、隣接する地区から救急車が応援に行きます。さらに重なって発生すると、隣接する他市の消防署に応援依頼するときもあります（その場合、通常より時間がかかります）。

◎救急隊が現場に到着すると

①救急隊が現場に到着すると、傷病者の容態を観察します。これは、救急隊が傷病者の状態を把握し、適切な応急処置を実施するために必要なものです。また、病態に適した病院選定のためにも必要であり、病院への傷病者情報としても必ず行わなければなりません。そして、病院では救急隊からの情報をもとに、救急車の到着からすぐに処置や検査ができる体制を整えます。
②容態の観察には、意識や呼吸、脈拍の状態、血圧測定、けがや出血の程度、また傷病者の訴えの聴取などがあります。必要と思われる傷病者には心電図モニターなどの装着や聴診等も実施します。
③観察と同時に傷病者の名前、生年月日、住所、診察券番号等も聞きます。
④容態の観察後、必要な応急処置を実施し、傷病者に適した病院を選定し、病院に収容依頼をします。受け入れ可能の回答があり次第病院へ向かいます。搬送中も容態の悪化を見逃すことがないように継続的に傷病者の観察を行います。変化のあった場合に即時対応できるよう資器材の準備を行います。

◎救急救命士とは

救急救命士法（平成3年8月施行）に基づき、厚生労働大臣の免許を取得し、医師の具体的指示のもとに「救急救命処置」を行う人を言います。救急救命処置（特定行為）とは、呼吸や心臓の機能が止まっている傷病者に対して、医師の具体的指示のもとに行う次の応急処置を言います。
①特殊な器具を使用する気道確保‥呼吸が停止している傷病者に対して、人工呼吸が効率よく行われるように、口から食道にかけて特殊なチューブを挿入し、空気の通り道を確保する処置です。
②半自動式除細動器による除細動（電気ショック）…心臓がけいれんを起こしている状態の時、心臓に電気的なショックを与えて心臓をもとの状態に戻すために行います。心臓がけいれんを起こしていると、心臓から血液が体内に流れていきません（心臓が停止しているのと同じ状態）。
③乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液（点滴）…指定された薬品を使用し、傷病者の腕や足から点滴を行います。病院到着後すぐに医師により薬剤を投与することができます。

◎救急隊の応急処置

救急隊は、必要に応じ各種の応急処置を実施します。代表的な応急処置を紹介します。
★救急救命処置（特定行為）…呼吸や心臓の機能が停止した傷病者に対し救急救命士が行います（参照＝救急救命士とは）。
★心肺蘇（そ）生法…呼吸と心臓の機能が停止した傷病者に対し行います（人工呼吸と心臓マッサージを併せたもの）。
★酸素投与…呼吸状態の悪い傷病者に対して、気道の確保と合わせて行います。
★止血処置…大量の出血をしている傷病者に対して、傷口の圧迫や止血帯などの器具を使用して止血を行います。
★被覆処置…傷口などからの感染防止や、精神的な不安を取り除くために滅菌されたガーゼや三角巾で傷口を覆います。
★固定処置…骨折などの処置で、苦痛の軽減や悪化防止のために行います。特に背骨が骨折したときなどは全身を固定しなければなりません。
★冷却…やけどをした部分の冷却や熱中症（熱射病・日射病）など、体温が異常に高くなった場合に行います。
★安静搬送…傷病者の容態によっては、振動などの刺激が病状の悪化を誘発させる恐れがあります。早く搬送するだけでなく、安静を優先することも大切な応急処置です。

普通救命講習を開催

消防本部では、応急手当に関する正しい知識と技術が身につく「普通救命講習」を開催します。今年度は4回開催し、修了者には3年間有効の普通救命講習修了証を交付します。講習の内容は、心肺蘇生法と止血法で、自分自身や家族、近所の人のために知っていると、いざという時に役に立つ救急法です。
▽日時　▼第1回＝9月29日（土）▼第2回＝9月30日（日）▼第3回＝10月13日（土）▼第4回＝10月27日（土）午前8時45分～午後0時15分（遅刻・早退は認められません）　▽場所　消防本部2階会議室・室内訓練室　▽対象　市内在住・在勤の成人で、5分以上の心肺蘇生実技を実施できる体力がある方　▽定員　各回20人（先着順）　▽その他　受講料は無料。実技の効果測定を実施します。
◎普通救命講習再講習
また、平成10年に普通救命講習を受講された方の再講習も開催します。講習内容は同じですが、効果測定は免除されます。
▽講習日時　10月28日（日）午前8時45分～午後0時15分（遅刻・早退は認められません）
▽場所　市役所703会議室。
申　いずれも9月3日（月）から、直接消防本部消防総務課警防担当へ。※受付時間＝午前9時～午後4時30分（土・日・祝日を除く）。
問　同課（☎231・0355）。

◎意識がない人への応急手当

もし、何らかの原因で意識がなくなった人がいる場面に居合わせたら、一刻も早い適切な応急手当が求められます。①～⑧の手当の方法を知って、いざというときに備えましょう。
①意識の観察‥肩をたたきながら「もしもし」「大丈夫ですか」と呼びかける。
②助けを求める‥大きな声で「この方意識がありません。だれか119番に通報して救急車を呼んでください」と助けを求める。
③口の中を調べる‥口の中に何かが詰まっていないか調べ、もしあれば人さし指にガーゼやハンカチを巻き、かき出す。
④気道確保‥傷病者の横に座り、頭に近い方の手を額に当て、他方の手の指で下あごを持ち上げる。
⑤呼吸の観察‥気道確保のまま胸やおなかの動きを見て、傷病者の口、鼻に自分のほおを近づけ、5秒程度呼吸音や胸・おなかの動きを確認する。
⑥人工呼吸‥頭に近い方の手の親指と人さし指で鼻をつまみ空気が漏れないようにして、胸が膨らむ程度に2回吹き込む。
⑦脈の観察‥のどぼとけの位置で人さし指と中指をそろえて指先を手前にずらし、硬い部分から軟らかい部分に移る間にある場所を軽く押さえて、5秒程度脈があるか調べる。
⑧心肺蘇生法‥人さし指と中指でろっ骨の縁に沿って左右のろっ骨が交わる位置で止まり、他方の手を頭の方へ置いた位置が圧迫部位。両手を重ねてひじを伸ばし、垂直に15回圧迫する。その後2回の人工呼吸を行い、圧迫と人工呼吸を繰り返す。
※119番するときは、住所、氏名、電話番号、状況等を伝えて消防署の指示に従ってください。サイレンの音が近づいたら手を振って救急車を誘導してください。ただし心肺蘇生法を実施している方は、救急隊員が横へ来るまで中断せずに続けてください。